

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、トラック乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、折り畳みコンテナを両手で持ち、トラックの荷台から降りる際、身体のバランスを崩して床に転倒し（以下「本件事故」という。）負傷した。請求人は、翌〇日、C病院に受診し、「左肩関節挫傷、左肘関節部挫傷、左手関節部挫傷、左膝部挫傷、外傷性頸部症候群」の傷病名で加療し、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故による後遺障害の程度は障害等級第12級が相当である旨主張しているので、以下検討する。

請求人の残存障害として検討すべきは、請求人の主張及び療養の経過から、頸部における障害と認められる。

D医師は、請求人の症状について、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「左肘部疼痛、両肩疼痛、しびれ（一）、可動域制限（一）」と述べ、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「局部に神経症状を残す。腱反射異常なし、頸椎可動域良好」と述べ、さらに、F医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「頭痛、頸部痛、肩甲骨部痛、めまいを訴える。可動域制限、しびれはない。平成〇年〇月〇日撮影の頸部エックス線写真、平成〇年〇月〇日撮影の肩、肘、手関節エックス線写真とも骨、関節に異常を認めない。骨萎縮も認めない。その後の診察録に麻痺など強い神経学的異常を認めず。12級とする根拠はない。」と述べている。

当審査会としては、各医師の意見は、神経障害があるという点では一致しているとみることができ、画像所見に加え、診療録を確認したF医師の意見には説得力があると判断し得ることから、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断する。

(2) ところで、請求人は、平成〇年〇月〇日の乗務中、信号待ちで停止中の乗用車に追突した際、首を痛めた（以下「前回事故」という。）として、同日、C

病院に受診し、「外傷性頸部症候群」（以下「前回傷病」という。）と診断され、胸・頸部の固定のほか、一貫して理学療法などの対症療法と鎮痛消炎剤等の薬剤の処方を受け、本件事故が発生した時点においては療養中であったところ、前回事故と本件事故の傷病名及び治療内容が同一であったことから、監督署長が、前回傷病について、本件事故発生日である平成〇年〇月〇日をもって、治癒（症状固定）としている事実があることが認められる。

労災則第14条第5項は、既に身体障害のあったものが同一の部位について障害を残した場合、当該障害が加重に当たるときに限り、障害補償給付を支給すると定められているところ、一件記録をみるも、監督署長は、前回傷病の治癒時における障害の程度を確認しているとは認められず、したがって加重に当たるか検討していないことからすると、監督署長が行った本件処分に関しては疑問を抱かざるを得ず、法令の定める要件を満たすか否かについて調査を尽くす必要があったことを付言する。

(3) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分を取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。